

平成十九年十月十六日受領
答弁第九〇号

内閣衆質一六八第九〇号

平成十九年十月十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出「米海軍中央司令部&第五艦隊」のホームページに関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出「米海軍中央司令部&第五艦隊」のホームページに関する再質問に対する
答弁書

一について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号）に基づく協力支援活動として我が国が平成十三年十二月二日から平成十七年七月三十一日までにアメリカ合衆国へ提供した艦船用燃料の量は、先の答弁書（平成十九年九月二十一日内閣衆質一六八第三六号。以下「前回答弁書」という。）四についてでお答えしたとおりである。一方、同国政府は、前回答弁書二及び三についてでお答えしたとおり、誤解を招くものであったとして御指摘のホームページを既に削除したと承知しており、政府としては、同国政府に対し、当該ホームページの内容について改めて照会する必要はないと考えている。

二の①について

前回答弁書七についてでは、北大西洋条約機構（以下「NATO」という。）の「F-76」の規格を

満たす具体的なものとして、米軍規格（M I L S P E C 「F-76」）の概要をお答えしたところである。

二の②について

御指摘の「米国国防省作成文書」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、「F-76」は、前回答弁書六についてでお答えしたとおり、艦船用燃料に係るNATOの規格の一つであり、NATO加盟国で一般に使用されているものと承知している。

三について

前回答弁書八及び九についてでお答えした「F-76」と同等のものについては、「F-76」の規格を満たすもの又はこれと同等の品質のものを指すものとしてお答えしたところである。また、政府としては、御指摘のホームページの内容についてお答えする立場にないと考えている。